

令和6年2月1日

津山市長 谷 口 圭 三 様

津山市スポーツ推進審議会
会長 高 原 清 隆

津山市久米総合文化運動公園市民プールの
更新（新築）整備について（答申）

津山市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、令和5年10月4日付津地
ス第357号で諮問された、津山市スポーツ施設の整備等について（津山市久米総合
文化運動公園市民プールの更新（新築）整備について）、慎重に協議した結果、次のと
おり答申します。

答 申

津山市久米総合文化運動公園市民プールの更新（新築）整備について

津山市久米総合文化運動公園市民プール（以下「久米市民プール」という。）の更新（新築）整備については、「現市営プールの適正化基本方針」、「久米市民プール整備基本構想」「久米市民プール整備基本計画策定委員会の意見書」、「津山市スポーツ協会による総合屋内25mプール建設に伴う請願書・要望書」、「公共施設再編の検討について（答申）」及び津山市における市営プール整備の経緯一覧表をはじめとした本審議会にて示された各種資料や、岡山県水泳連盟に対するヒアリング等を踏まえ総合的に検討しました。

また、複数の市営プール整備計画を統合するなど、現在までの市営プールの変遷を念頭に、プールの集約化、現行プールの利用状況、駐車場等の周辺施設の確認、施設整備における用地選定理由、整備財源の有無、学校利用の現状と可能性など、あらゆる方面から検討を進めました。

検討の結果、本審議会では、健康・体力づくりのさらなる推進に加え、近隣の学校利用を前提として整備し、また、公認プール機能の付加による競技レベルの向上や交流人口増加等を目指すことは、久米地域の発展はもちろん津山市の今後のスポーツ振興を進める上で非常に有効であると考え、久米市民プールの更新（新築）整備は妥当であると判断しました。

なお、本審議会に付託された諮問内容の検討結果は以下のとおりです。

1 整備場所について

整備場所は、現久米市民プールの施設敷地が最適地と判断しました。

理由として、1つは、現久米市民プールは令和4年度の利用者数が市内スポーツ施設の中で2番目と多く、地域に根付いた施設であること。

2つは、久米地域及び津山西部地域の学校授業での利用が見込めること。

3つは、現行の施設用地や上下水道などの既存インフラ設備が活用できることによる事業費の軽減、さらに、久米地域では施設整備財源に、市債である過疎対策事業債（国の地方交付税措置70%）を活用できること。

4つは、現久米市民プールの場所が交通アクセスに優れ、駐車場も最大約500台と多く、周辺には飲食店、コンビニエンスストア、宿泊施設もあり、大会や合宿など、多くの方が遠方から来られる場合に適した場所であること。

などがあげられます。

2 公認プール機能の付加について

公認プール機能（国内一般 A）の付加は妥当と判断しました。

第2回審議会では、岡山県水泳連盟とのヒアリングを行い、理事からは「現在開催している公認大会の誘致もさることながら、大会開催に適したプールが少ないため新規大会の開催要望に対応出来ていない。県北に新たな公認プールが出来れば、新設の大会の可能性もある。」「県内での大会数が増えれば競技力の向上にも大いに期待できる。要件を満たした施設が完成すれば、年間で10回程程度の公認大会開催の可能性は十分にある。」との意見がありました。さらに「合宿についても、大学やクラブチームの利用の可能性はある。特にクラブチームの利用の可能性は大いにある。」との意見でした。

このことを踏まえ委員からは、「健康増進プールに公認プール機能を付加し、若者や競技者だけではなく高齢者や障害者、学校利用など、多世代で多様な利用を可能とすることで、活気あるまちづくりを進めるべきだ。」との意見や、「市内住民だけの利用には限界があり、市外からの利用者を呼び込む必要がある。今後、スポーツ施設の更新を行う場合には、各種目の公認基準を満たしたものとする事は、最低限のことだと思う。」との意見もありました。

以上のことを踏まえ、本審議会では、健康増進を中心とした利用に、市内外の多様なニーズに対応できるよう公認プール機能（国内一般 A）を付加し、競技レベルの向上や交流人口の増加に寄与する施設整備が必要と判断しました。

3 必要諸室について

新たな久米市民プールは、健康・体力づくり、競技スポーツ（大会・合宿含む）、学校授業、生きがいくくり、レジャー等、様々な分野での利用が想定されます。多くの住民が利用可能となるよう、施設整備はユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害の有無に関わらず、全ての利用者が使いやすい施設を望みます。

小プール、トレーニングルームやスタジオ等の諸室は、その目的に応じてストレスなく利用できるよう配置し、屋内外の施設や設備は、利用者が十分楽しめる内容になるよう運営事業者等の意見・提案等を取り入れた整備を望みます。

プールの長さとお水深は「長さは25m（8コース以上）」「水深は2m」の規格を採用することを推奨します。これにより公認大会や合宿の誘致の可能性が格段に高くなります。

水深を2mにすることによって、競技者が練習や大会で飛び込む時の安全を確保することができます。また、トップレベルを目指す競技者にとって他の大会会場と同じ条件で、練習できることは大きなメリットがあり、合宿誘致決定の大きな要素になります。

様々な利用者が同時にプールを利用するためには、可動床を設置とすることが必要です。可動床を設置することによって、それぞれの利用者に適した水深に調整ができるため、多様なニーズに対応することができます。

なお、公認プール機能の付加に必要な施設・設備は、過度なものにならないよう運営事業者や関係団体と十分に調整し、意見・提案等を取り入れた整備を望みます。

4 その他、利用促進等について

新たな久米市民プールが整備された場合、専門的な指導を受けることにより水泳技術の向上や水難事故防止等にも役立つことから、久米地域の小中学校のみならず、近隣で利用を希望する学校にも水泳授業で利用できるよう調整することを望みます。

また、委員からは、現在、新型コロナウイルス感染症等の影響により休止となっている小中学校の各水泳大会について、久米市民プールの整備を機に再開を期待する意見もあり、様々な大会の可能性を検討し、利活用を進めるとともに、大会・合宿補助金による支援を充実させることを望みます。

施設整備にあたっては、運営維持管理費の経費削減対策も必要ですが、「きれい・おしゃれ・くつろげる」の視点を持ち、利用者に対するサービス向上に努めることを望みます。

津山市スポーツ推進審議会

会 長	高原 清隆
副会長	江原 圭祐
委 員	堀 俊夫
委 員	三苫 俊一
委 員	片山 哲也
委 員	久常 晃令
委 員	藤木 裕也
委 員	亀山 康弘
委 員	津田 幸保
委 員	山口 道拡
委 員	高崎 恵子
委 員	小林 美知子
委 員	真木 茂